

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(1) 形態	接続インタフェースごとにインタフェース種別を区分した概念形態ごとの接続条件は技術的条件集別表1を参照
(2) 分類	<p>接続番号を電気通信番号規則に規定する電気通信番号ごとに区分した概念</p> <p>分類と電気通信番号の対応は次のとおり</p> <p>分類1 設置中継系番号：電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を有する中継事業者(当社及び特定端末系事業者を除きます。)が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類2 国際系番号：電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を有する国際系事業者が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類3 端末系番号：電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を有する端末系事業者が利用する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類4 携帯・自動車電話系番号：電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を有する携帯・自動車電話事業者が利用する携帯・自動車電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類5 PHS系番号：電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を有するPHS事業者が利用するPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類6 削除</p> <p>分類7 無線呼出し系番号：電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号を有する無線呼出し事業者が利用する端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類8 非設置中継系番号：電気通信番号規則第5条第2項に規定する電気通信番号を有する中継事業者(以下「非設置中継事業者」といいます。)が利用する電気通信設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類9 IP電話(050C~K)番号：IP電話用としてパケット交換網に接続される端末設備等に提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号(電気通信番号規則別表第1第10号(第10条第1項第2号関係)に規定するものをいいます。)</p>
(3) 発信種別	<p>形態3-3及び形態4-6において、接続番号を当社発信時の端末回線の利用条件と利用者料金の課金機能により区分した概念</p> <p>発信種別毎の接続条件は技術的条件集別表1及び別表2を参照</p>

	<p>発信種別1：当社が課金を行うための情報を決定し利用者料金の課金と回収を行う発信区分（当社発信時の電気通信番号は分類3、分類9に限ります。また、当社発信時の有効最大受信桁数は11桁とします。）</p> <p>発信種別2：協定事業者が課金を行うための情報を決定し利用者料金の課金と回収を行う発信区分（当社発信時の電気通信番号は分類1、分類2、分類8に限ります。また、当社発信時の有効最大受信桁数は26桁とします。）</p> <p>発信種別3：加入電話等からの発信時には、協定事業者が課金を行うための情報を決定し利用者料金の課金と回収を行い、公衆電話からの発信時には、協定事業者網から課金のための情報を受信し、当社が利用者料金の課金と回収を行う発信区分（当社発信時の電気通信番号は分類2に限ります。また、当社発信時の有効最大受信桁数は26桁とします。）</p> <p>発信種別4：加入電話、公衆電話等からの発信時に、当社が、課金を行うための情報を決定し、又は協定事業者網から課金のための情報を受信し、利用者料金の課金と回収を行う発信区分（当社発信時の電気通信番号は分類4、分類5、分類6、分類7に限ります。また、当社発信時の有効最大受信桁数は11桁とします。）</p>
(4) 国際公衆電気通信番号等	国際電気通信連合条約に基づく勧告（国際公衆電気通信番号計画）に準拠した電気通信番号
(5) 端末回線線端接続	当社の端末回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める端末回線の線端を介して接続する形態
(6) 端末回線接続	当社の端末回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める端末回線を収容する伝送装置を介して接続する形態
(7) 加入者交換機接続	加入者交換機と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める加入者交換機又は加入者交換機の伝送装置において接続する形態
(8) 中継交換機接続	中継交換機と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める中継交換機又は中継交換機の伝送装置において接続する形態
(9) 専用線接続	専用回線ノード装置と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置において接続する形態
(10) 信号網接続	信号用中継交換機と直接協定事業者の信号網を本則の標準的な接続箇所に定める信号用中継交換機の伝送装置を介して接続する形態
(11) サービス制御局	高度サービスを実現するためにサービス制御機能を受け持つ装置
(12) 削除	削除
(13) 削除	削除
(14) 加入者交換機接続インタフェース（MF用インタフェース）	協定事業者がMF（Multi Frequency）信号を用いて加入者交換機接続する時に適用するインタフェース種別

(15) 削除	削除
(16) 削除	削除
(17) 中継交換機接続インタフェース (M用インタフェース)	携帯・自動車電話事業者が中継交換機接続する時に適用するインタフェース種別
(18) 削除	削除
(19) 削除	削除
(20) 多数事業者間接続用インタフェース	加入者交換機接続及び中継交換機接続において接続する電気通信事業者の通信事業形態によらず、共通的に利用可能な接続インタフェース種別
(21) 削除	削除
(22) 削除	削除
(23) 信号網接続インタフェース (加入者交換機高度サービス個別接続用インタフェース)	協定事業者が高度サービスを実現するために加入者交換機と信号網接続する時に適用するインタフェース種別
(23)の2 信号網接続インタフェース (加入者交換機高度サービス接続用インタフェース)	協定事業者が高度サービスを実現するために加入者交換機と信号網接続する時に適用するインタフェース種別
(24) 番号案内データベース接続インタフェース	協定事業者が番号案内データベース接続する時に適用するインタフェース種別
(25) サービス制御統括局接続インタフェース	サービス制御統括局と直接協定事業者のサービス制御局を接続する時に適用するインタフェース種別
(26) 網	通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信設備の集合体
(27) 信号網	信号を転送する網
(28) 直接協定事業者	当社と直接接続している協定事業者のうちの当事者
(29) 間接協定事業者	協定事業者のうち直接協定事業者を除く者
(30) 対応網	2つの信号端局を直接接続した信号リンクで信号を転送する網
(31) 準対応網	2つの信号端局をあらかじめ決めた信号中継局を介した信号リンクで信号を転送する網
(32) 信号網相互接続点	相互接続点のうち当社の信号網と直接協定事業者の信号網との接続点
(33) G S (Gateway Switch)	当社と相互接続する直接協定事業者の交換機
(34) 削除	削除
(35) C I C (Circuit Identification Code)	同一方路に設定される回線に付与された番号
(36) T G N (Trunk Group Number)	同一方路に設定される回線の集合を表す番号
(37) 共通線信号方式	通信回線とは別に通信を制御するための情報を転送する専用の信号リンクを設け、これを通して信号メッセージを転送する方式
(38) 個別線信号方式	通信回線を用いて通信を制御するための情報を転送する方式
(39) 発側網	一つの網への入接続時にその網より前位にある網
(40) 着側網	一つの網への入接続時のその網及びその網より後位にある網
(41) 当社端末機器	当社網に直接収容される端末機器

(42) 特定端末系事業者端末機器	特定端末系事業者網に直接収容される端末機器
(43) 端末系端末機器	端末系番号を有する端末機器
(44) 中継網直結端末機器	中継事業者網に直接収容される端末機器のうち端末系端末機器を除く端末機器
(45) 国際系端末機器	国際公衆電気通信番号等を有する端末機器
(46) 携帯・自動車電話系端末機器	携帯・自動車電話系番号を有する端末機器
(47) P H S 系端末機器	P H S 系番号を有する端末機器
(48) 削除	削除
(49) 削除	削除
(50) 一般接続	端末回線種別により識別し、発信者電話番号と契約者番号が異なる場合、契約者番号を転送する接続
(51) 特殊接続	端末回線種別により識別し、契約者番号を転送しない接続
(52) C A コード	電気通信事業者共通の単位料金区域 (Charge Area) に与えられた 5 桁の識別コード
(53) 事業者識別コード	電気通信事業者共通の事業者ごとの 5 桁の識別コード
(54) T T C 標準	社団法人電信電話技術委員会 (T T C) において制定された標準の総称
(55) 削除	削除
(56) 削除	削除
(57) 削除	削除
(58) 削除	削除
(59) 回線対応信号	回線接続処理と直接対応する信号
(60) 回線非対応信号	回線接続処理と直接対応しない信号
(61) 手動コレクトサービス接続機能	着信課金による手動交換を行う手動交換サービス接続機能
(62) 削除	削除
(63) 削除	削除
(64) 削除	削除
(65) フリーダイヤル接続機能	特定中継事業者の契約約款に定める地域指定着信課金機能に接続する機能
(66) ナビダイヤル接続機能	特定中継事業者の契約約款に定める地域指定特定番号着信機能に接続する機能
(67) テレドーム接続機能	特定中継事業者の契約約款に定める複数同時接続機能に接続する機能
(68) 削除	削除
(69) ファクシミリ通信網サービス接続機能	特定中継事業者の契約約款に定めるファクシミリ通信網サービスに接続する機能
(70) 削除	削除
(71) 災害時伝言ダイヤル接続機能	当社及び特定端末系事業者の契約約款等に規定する災害用伝言ダイヤル通話に接続する機能
(72) 削除	削除
(73) 削除	削除

(74) 削除	削除
(75) 削除	削除
(76) 削除	削除
(77) 電報接続機能	当社の契約約款に定める電報サービスに接続する機能
(78) 加入者交換機機能メニュー	加入者交換機高度サービス接続用インタフェースにおいて、サービスを構成するための細分化された機能を汎用的に利用できるようにメニュー化したもの
(79) 加入者交換機機能メニュー接続機能	加入者交換機機能メニューを利用することにより提供される付加サービス等に接続する機能
(80) 暫定回線	暫定接続確立オペレーション又は暫定接続起動オペレーションにより、音声ガイダンス等を送出することを目的に最終的な通話路とは異なるルートで設定された回線
(81) 再接続機能	SCPからの指示により接続された呼が着信先の状態により接続できない場合、当該呼を新たな着信先へ接続する機能
(82) 加入者認証機能	加入者交換機高度サービス接続用インタフェースを使用する特定のサービス接続呼において加入者認証を行う機能
(83) 利用者料金課金機能	加入者交換機高度サービス接続用インタフェースを使用する特定のサービス接続呼において利用者料金を課金する機能
(84) 端末回線MDF接続	当社の端末回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定めるMDF又は通信用建物内に設置するスプリッタにおいて接続する形態
(85) 端末回線加入者交換機接続	加入者交換機と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める加入者交換機の他事業者設置スプリッタ側を介して接続する形態
(86) TCM回線	1対のメタルケーブル内で同期し、信号の伝送方向（上り／下り）を交互に動作させる時分割方向制御伝送方式を用いた回線
(87) 番号ポータビリティ接続機能	当社が提供する番号ポータビリティ機能（利用者が契約する電気通信事業者を変更してもこれまで使用していた電話番号を引き続き使用できるようにする機能）に接続する機能
(88) 光信号端末回線接続	光信号端末回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める加入者光主配線盤の他事業者側端子において接続する形態
(89) 一般光信号中継回線接続	一般光信号中継回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める一般中継光主配線盤の他事業者側端子において接続する形態
(90) 光信号端末回線接続インタフェース	協定事業者が光信号端末回線接続する時に適用するインタフェース種別
(91) 一般光信号中継回線接続インタフェース	協定事業者が一般光信号中継回線接続する時に適用するインタフェース種別
(92) IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース（PPPoE方式）	協定事業者がISP接続用ルータにおけるIP通信網終端装置とPPPoE方式を利用して接続する時に適用するインタフェース種別
(93) IP通信網収容局ルータ接続イ	協定事業者が収容局ルータと接続する時に適用するインタフェース種別

インタフェース	
(94) 光信号電気信号変換装置接続インタフェース	協定事業者が光信号電気信号変換装置に接続する時に適用するインタフェース種別
(95) 中継局セルリレー装置	当社セルリレーと直接協定事業者網を相互接続しセルリレーサービスを提供するために設置する当社の装置
(96) セルリレー接続	当社セルリレーと直接協定事業者網を中継局セルリレー装置において接続する形態
(97) 中継局セルリレー接続インタフェース	協定事業者が当社セルリレーと接続する時に適用するインタフェース種別
(98) 固定無線通信網終端装置接続インタフェース	協定事業者が固定無線通信網終端装置に接続する時に適用するインタフェース種別
(99) 番号管理網	特定端末系事業者が、一般番号ポータビリティにおいて、移転先事業者の利用する電話番号帯を管理する網
(100) 付加的機能識別番号中継接続	電気通信番号規則の細目を定めた件(平成9年11月17日郵政省告示574号)第2条第1号または第2号にて定められた付加的な機能を識別する番号を直接協定事業者網から受けた際に、加入者交換機機能メニュー接続機能を利用することなく、他の直接協定事業者網に当社網が中継する接続
(101) IP通信網一般中継局ルータ接続インタフェース	協定事業者が一般中継局ルータと接続する時に適用するインタフェース種別
(102) 削除	削除
(103)セッション制御通信	SIPによるセッション制御機能を利用したエンドユーザ間等の通信
(104)C プレーン	網と網の間で呼の設定・維持・解放等に関する制御情報を扱うプレーン
(105)U プレーン	エンドユーザ間の情報転送を扱うプレーン
(106)中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース	協定事業者が中継局イーサネットスイッチと接続する時に適用するインタフェース種別
(107) き線点近傍の電柱等の端子盤接続	下部端末回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所にする他事業者がき線点近傍の電柱等に設置する端子盤の当社側端子において接続する形態
(108) き線点近傍の電柱等の端子盤接続インタフェース	協定事業者がき線点近傍の電柱等に設置される端子盤において接続する時に適用するインタフェース種別
(109) 特別光信号中継回線接続	特別光信号中継回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所にする特別中継光主配線盤の他事業者側端子において接続する形態
(110) 特別光信号中継回線接続インタフェース	協定事業者が特別光信号中継回線と接続する時に適用するインタフェース種別
(111) IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース (IPoE方式)	協定事業者がISP接続用ルータにおけるIP通信網終端装置とIPoE方式を利用して接続する時に適用するインタフェース種別
(112) 付加的機能識別番号接続	電気通信番号規則の細目を定めた件(平成9年11月17日郵政省告示574号)第2条第1号または第2号にて定められた付加的な機能を識別する番号を用いて当社網から直接協定事業者網または、直接協定事業

	者網から当社網に接続する形態
(113) N P S 交換機接続インタフェース	協定事業者が N P S 交換機に接続する時に適用するインタフェース種別

(標準的な接続箇所と技術的条件)

第2条 本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件との関係は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
(1) 端末回線の線端	技術的条件集第2章第1節、第2節、第3節、第4節、第19節、第20節、第4節の2、第4節の3、第4節の4に規定するところによります。
(1) - 2 MDF	技術的条件集第2章第21節に規定するところによります。
(1) - 3 加入者光主配線盤の他事業者側端子	技術的条件集第2章第24節に規定するところによります。
(1) - 4 き線点近傍の電柱等の端子盤	技術的条件集第2章第4節の5に規定するところによります。
(2) 端末回線を収容する伝送装置	技術的条件集第2章第5節の3、第5節の4、 <u>第5節の5</u> に規定するところによります。
(2) - 2 加入者交換機の他事業者設置スプリッタ側	技術的条件集第2章第23節に規定するところによります。
(2) - 3 I S M交換機の端末回線側	技術的条件集第2章第22節に規定するところによります。
(3) 加入者交換機又は加入者交換機の伝送装置	加入者交換機と市内伝送路設備との間に設置される伝送装置に関わる技術的条件及び加入者交換機と中継伝送路設備との間に設置される伝送装置のうち中継交換機側を接続箇所とするときの技術的条件については技術的条件集第2章第7節、第8節に、加入者交換機と中継伝送路設備との間に設置される伝送装置における加入者交換機側を接続箇所とするときの技術的条件については技術的条件集第2章第11節、第14節に規定するところによります。
(4) 中継交換機又は中継交換機の伝送装置	中継交換機と中継交換機間伝送路設備との間に設置される伝送装置に関わる技術的条件及び中継交換機と中継伝送路設備との間に設置される伝送装置のうち加入者交換機側を接続箇所とするときの技術的条件については技術的条件集第2章第11節、第14節、第15節に、中継交換機と中継伝送路設備との間に設置される伝送装置における中継交換機側を接続箇所とするときの技術的条件については技術的条件集第2章第7節、第8節に規定するところによります。
(4) - 2 一般中継光主配線盤の他事業者側端子	技術的条件集第2章第25節に規定するところによります。
(4) - 3 特別中継光主配線盤の他事業者側端子	技術的条件集第2章第25節の2に規定するところによります。
(5) 専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置	技術的条件集第2章第16節、第16節の2、第19節、第20節に規定するところによります。

(5) - 2 中継局セルリレー装置	技術的条件集第2章第28節に規定するところによります。
(5) - 3 中継局イーサネットスイッチ	技術的条件集第2章第31節に規定するところによります。
(6) 信号用中継交換機の伝送装置	技術的条件集第2章第8節、第14節のうち準対応網構成に関わる部分および第2章第18節、第18節の2に規定するところによります。
(7) I S P 接続用ルータ	技術的条件集第2章第26節、第26節の2に規定するところによります。
(7) - 2 一般中継局ルータ	技術的条件集第2章第29節に規定するところによります。
(7) - 3 削除	削除
(8) 収容局ルータ	技術的条件集第2章第27節に規定するところによります。

2 前項の規定に関わらず当社の光回線設備を介して当社の指定電気通信設備と接続する場合の本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
(1) 端末回線の線端	光信号端末回線の技術的条件は、技術的条件集第2章第4節の3に、光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第2章、第8節、第14節、第16節、第16節の2、第18節、第18節の2、第25節の2、第26節、第26節の2、第27節、第28節に規定するところによります。 また、光信号端末回線の技術的条件と光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表30に示します。
(1) - 3 加入者光主配線盤の他事業者側端子	光信号端末回線の技術的条件は、技術的条件集第2章第24節に、光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第2章第8節、第14節、第16節、第16節の2、第18節、第18節の2、第26節、第27節、第28節に規定するところによります。 また、光信号端末回線の技術的条件と光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表30に示します。
(4) - 2 一般中継光主配線盤の他事業者側端子	一般光信号中継回線の技術的条件は、技術的条件集第2章第25節に、一般光信号中継回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第2章第8節、第14節、第16節、第16節の2、第18節、第18節の2、第25節の2、第26節、第27

	<p>節、第 28 節に規定するところによります。</p> <p>また、一般光信号中継回線の技術的条件と一般光信号中継回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表 30 に示します。</p>
--	--

(相互接続呼の接続条件)

第 3 条 当社網のインタフェース種別と接続番号の関係は技術的条件集別表 1 に示すとおりとします。

- 2 利用可能な当社の付加サービスに関わる利用条件は技術的条件集別表 2 に示すとおりとします。
- 3 当社網が提供する接続条件の中で本則第 61 条（接続の中止）の対象となるインタフェース種別は技術的条件集別表 11.7 及び技術的条件集別表 22 のとおりとします。
- 4 当社網が提供する接続条件の中で本則第 13 条（事前調査の回答）第 3 項の対象となるインタフェース種別は技術的条件集別表 4.1、技術的条件集別表 12.1、技術的条件集別表 13.1、技術的条件集別表 15.1、技術的条件集別表 16、技術的条件集別表 17、技術的条件集別表 18、技術的条件集別表 19.1、技術的条件集別表 20 及び技術的条件集 21.2 のとおりとします。
- 5 当社網が提供する接続条件の中で本則第 5 条（標準的な接続箇所）第 2 項の対象となるインタフェース種別は地上局から通信衛星間のインタフェース、通信衛星内のトランスポンダ間のインタフェース、番号案内データベースからデータ回線接続装置間インタフェース、光信号電気信号変換装置に収容された光信号端末回線と宅内光信号電気信号変換装置間のインタフェース及び光信号伝送装置（100Mbit/s 又は 1Gbit/s までの符号伝送が可能なものに限り、）に収容された光信号分岐端末回線と宅内光信号電気信号変換装置間のインタフェースとします。

なお、番号情報データベース接続インタフェースについては、技術的条件集第 2 章第 19 節に規定するところによります。

<p>注) NTT 東日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、波線二重下線を付して記載しています。</p> <p>NTT 西日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、二重下線を付して記載しています。</p>
--